

ご提出いただく書類について

1 遺言書による手続きの場合

手続きの際は、遺言書・戸籍謄本・印鑑証明書等の**原本**をご持参ください。

(1) 遺言書があり、遺言執行者が指定されている場合

- 遺言書 (* 1)
- 遺言書検認済調書謄本 (公正証書遺言以外の場合) (* 1)
(「検認済証明書」及び「検認済通知書」を含みます)
- 執行者を選任する書面 (遺言書内で執行者が指定されている場合を除く)
- 遺言執行者の印鑑証明書 (発行後6か月以内のもの) (* 2)
- 以下の戸籍 (除籍) 謄本または認証文付き法定相続情報一覧図の写し
 - ・ 亡くなられた方の死亡を確認できる戸籍 (除籍) 謄本
 - ・ 当組合でお預かりしている資産を相続される方の戸籍謄本
- 組合所定の相続手続依頼書等 (貯金、共済他)
- 通帳、定期貯金証書、キャッシュカード、共済証書、実印等

(2) 遺言書があり、遺言執行者が指定されていない場合

- 遺言書 (* 1)
- 遺言書検認済調書謄本 (公正証書遺言以外の場合) (* 1)
(「検認済証明書」及び「検認済通知書」を含みます)
- 印鑑証明書 (発行後6か月以内のもの)
 - ・ 当組合でお預かりしている資産を相続される方の印鑑証明書
- 以下の戸籍 (除籍) 謄本または認証文付き法定相続情報一覧図の写し
 - ・ 亡くなられた方の死亡を確認できる戸籍 (除籍) 謄本
 - ・ 当組合でお預かりしている資産を相続される方の戸籍謄本
- 組合所定の相続手続依頼書等 (貯金、共済他)
- 通帳、定期貯金証書、キャッシュカード、共済証書、実印等

- * 1 遺言書が公正証書遺言以外の場合は、手続きを始められる前に家庭裁判所で遺言書の検認を受ける必要があります。その際に作成される遺言書検認済調書謄本 (原本) を遺言書とあわせてご持参ください。当組合でコピーをした後、返却いたしません。
- * 2 公正証書遺言以外で、遺言執行者が弁護士や税理士等の専門家以外である場合は、遺言執行者に加えて相続される方全員の印鑑証明書が必要となります。
- * 3 遺言書の内容によっては上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

2 遺産分割協議書・その他の方法による手続きの場合

手続きの際は、遺産分割協議書・戸籍謄本・印鑑証明書等の**原本**をご持参ください。

(3) 遺産分割協議書がある場合

- 遺産分割協議書
- 印鑑証明書（発行後6か月以内のもの）法定相続人全員分各1通
- 以下の戸籍（除籍）謄本または認証文付き法定相続情報一覧図の写し
 - ・ 亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍謄本
 - ・ 法定相続人全員の戸籍謄本
- 組合所定の相続手続き依頼書等（貯金、共済他）
- 通帳、定期貯金証書、キャッシュカード、共済証書、実印等

(4) 調停調書または審判書がある場合

- 家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本および確定証明書
- 印鑑証明書（発行後6か月以内のもの）
 - ・ 当組合でお預かりしている資産を相続される方の印鑑証明書
- 組合所定の相続手続き依頼書等（貯金、共済他）
- 通帳、定期貯金証書、キャッシュカード、共済証書、実印等

(5) 遺言書・遺産分割協議書等がない場合

- 印鑑証明書（発行後6か月以内のもの）法定相続人全員分各1通
- 以下の戸籍（除籍）謄本または認証文付き法定相続情報一覧図の写し
 - ・ 亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍謄本
 - ・ 法定相続人全員の戸籍謄本
- 組合所定の相続手続き依頼書等（貯金、共済他）
- 通帳、定期貯金証書、キャッシュカード、共済証書、実印等

(留意事項)

ここで記載している提出書類等については、基本的なケースであり、お客様のお取引の状況、また法定相続人の構成および状況によっても変わることがありますので、まずは本支店窓口で確認をお願いいたします。